

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成17年9月15日(2005.9.15)

【公開番号】特開2004-244006(P2004-244006A)

【公開日】平成16年9月2日(2004.9.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-034

【出願番号】特願2003-413504(P2003-413504)

【国際特許分類第7版】

B 6 0 R 21/16

B 6 0 R 21/02

B 6 0 R 21/045

B 6 0 R 21/22

【F I】

B 6 0 R 21/16

B 6 0 R 21/02 J

B 6 0 R 21/045 E

B 6 0 R 21/22

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月31日(2005.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基端側に配置されたインフレータの噴出ガスにより先端側が該基端側から遠ざかる方向に膨張するエアバッグであって、

乗員前方の左側において膨張する左半側エアバッグと、

乗員前方の右側において膨張する右半側エアバッグと

を有するエアバッグにおいて、

該左半側エアバッグ及び右半側エアバッグの先端部同士が非連結状となっており、

該エアバッグが膨張した状態において該左半側エアバッグ及び右半側エアバッグの先端部同士の間に、乗員に向って開放する空間部が形成されることを特徴とするエアバッグ。

【請求項2】

請求項1において、該エアバッグが膨張した状態において、左半側エアバッグ及び右半側エアバッグの最先端同士の間隔が150～450mmであり、

該最先端から前記空間部の最奥部までの水平方向距離が280～480mmであることを特徴とするエアバッグ。

【請求項3】

請求項1又は2において、該左半側エアバッグ及び右半側エアバッグの基端側同士が連なっており、これらの左半側エアバッグ及び右半側エアバッグが共通のインフレータによつて膨張することを特徴とするエアバッグ。

【請求項4】

請求項1ないし3のいずれか1項において、該左半側エアバッグと該右半側エアバッグとの対面部分のうち前記膨張方向の途中部分同士が連結されており、

膨張した左半側エアバッグ及び右半側エアバッグの最先端から、連結された該途中部分同士までの水平方向距離が50～300mmであることを特徴とするエアバッグ。

【請求項 5】

請求項 4において、該左半側エアバッグ及び右半側エアバッグはそれぞれ複数枚のパネルを結合してなるものであり、各パネル同士の結合代が前記途中部分においてバッグ外面に配置されており、

左半側エアバッグ及び右半側エアバッグの対面部分のうち該途中部分に配置された該結合代同士が連結されていることを特徴とするエアバッグ。

【請求項 6】

請求項 1ないし 5のいずれか 1 項において、該エアバッグの側外方を向いた両側面にそれぞれペントホールが設けられており、該ペントホールは、該側面の中央付近又はそれよりも前方且つ上方の領域に配置されていることを特徴とするエアバッグ。

【請求項 7】

請求項 1ないし 6のいずれか 1 項において、乗員へ向かっているエアバッグの面が縦方向に概ね橜円であることを特徴とするエアバッグ。

【請求項 8】

請求項 1ないし 7のいずれか 1 項のエアバッグと、該エアバッグを膨張させるインフレータとを備えたエアバッグ装置。

【請求項 9】

請求項 8において、膨張したエアバッグ内の最高ガス圧が 440 kPa 以下であることを特徴とするエアバッグ装置。

【請求項 10】

請求項 8又は 9において、シートに座っている乗員の体重の大小あるいは衝突時の車速の大小にかかわらず、膨張時のエアバッグ内のガス圧が同一となるように構成されていることを特徴とするエアバッグ装置。

【請求項 11】

請求項 8ないし 10のいずれか 1 項に記載のエアバッグ装置を搭載してなる車両。

【請求項 12】

請求項 11において、該エアバッグ装置は車両のインストルメントパネルに設置された助手席用エアバッグ装置であり、該エアバッグの側外方を向いた側面にペントホールが設けられており、

該インストルメントパネルの後端からの膨張したエアバッグのペントホールまでの水平方向距離 L_2 と先端までの水平方向距離 L_1 との比 L_2 / L_1 が 0.25 ~ 0.5 であることを特徴とする車両。

【請求項 13】

請求項 11又は 12において、該エアバッグ装置は車両のインストルメントパネルに設置された助手席用エアバッグ装置であり、該エアバッグの側外方を向いた側面にペントホールが設けられており、

該インストルメントパネルの上端からの膨張したエアバッグのペントホールまでの鉛直方向距離 H_2 と上端までの鉛直方向距離 H_1 との比 H_2 / H_1 が 0.3 ~ 0.5 であることを特徴とする車両。

【請求項 14】

請求項 11ないし 13のいずれか 1 項において、該車両には、さらに他の種類のエアバッグ装置として、カーテンエアバッグ装置、ニーバッグ装置、ニープロテクタ、サイドエアバッグ装置及びシートクッションバッグ装置の少なくとも 1 つが搭載されていることを特徴とする車両。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

請求項 6 のエアバッグは、請求項 1 ないし 5 のいずれか 1 項において、該エアバッグの側外方を向いた両側面にそれぞれベントホールが設けられており、該ベントホールは、該側面の中央付近又はそれよりも前方且つ上方の領域に配置されていることを特徴とするものである。

請求項 7 のエアバッグは、請求項 1 ないし 6 のいずれか 1 項において、乗員へ向かっているエアバッグの面が縦方向に概ね楕円であることを特徴とするものである。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

本発明（請求項 8）のエアバッグ装置は、かかる本発明のエアバッグと、このエアバッグを膨張させるためのインフレータとを備えてなるものである。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

請求項 9 のエアバッグ装置は、請求項 8 において、膨張したエアバッグ内の最高ガス圧が 440 kPa 以下であることを特徴とするものである。

請求項 10 のエアバッグ装置は、請求項 8 又は 9 において、シートに座っている乗員の体重の大小あるいは衝突時の車速の大小にかかわらず、膨張時のエアバッグ内のガス圧が同一となるように構成されていることを特徴とするものである。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

本発明（請求項 11）の車両は、請求項 8 ないし 10 のいずれか 1 項に記載のエアバッグ装置を搭載してなるものである。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

請求項 12 の車両は、請求項 11 において、該エアバッグ装置は車両のインストルメントパネルに設置された助手席用エアバッグ装置であり、該エアバッグの側外方を向いた側面にベントホールが設けられており、該インストルメントパネルの後端からの膨張したエアバッグのベントホールまでの水平方向距離 L_2 と先端までの水平方向距離 L_1 の比 L_2 / L_1 が 0.25 ~ 0.5 であることを特徴とするものである。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

請求項1_3の車両は、請求項1_1又は1_2において、該エアバッグ装置は車両のインストルメントパネルに設置された助手席用エアバッグ装置であり、該エアバッグの側外方向を向いた側面にベントホールが設けられており、該インストルメントパネルの上端からの膨張したエアバッグのベントホールまでの鉛直方向距離H₂と上端までの鉛直方向距離H₁との比H₂/H₁が0.3~0.5であることを特徴とするものである。

請求項1_4の車両は、請求項1_1ないし1_3のいずれか1項において、該車両には、さらに他の種類のエアバッグ装置として、カーテンエアバッグ装置、ニーバッグ装置、ニープロテクタ、サイドエアバッグ装置及びシートクッションバッグ装置の少なくとも1つが搭載されていることを特徴とする。